

# 1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会 決算特別委員会〕

平成18年9月21日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

## 2 出席委員は次のとおりである(20名)

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	力丸義行	議員
"	後藤邦晴	議員	"	橋本健	議員
"	中林宗樹	議員	"	門田直樹	議員
"	不老光幸	議員	"	渡邊美穂	議員
"	大田勝義	議員	"	安部啓治	議員
"	山路一恵	議員	"	小柳道枝	議員
"	清水章一	議員	"	佐伯修	議員
"	田川武茂	議員	"	福廣和美	議員
"	岡部茂夫	議員	"	村山弘行	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括担当部長	石橋正直

地域振興部長	松 田 幸 夫	地域振興部地域コミュニテイ推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	永 田 克 人
健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子	建設部長	富 田 讓
上下水道部長	古 川 泰 博	教育部長	松 永 栄 人
監査委員事務局長	木 村 洋	総務課長	松 島 健 二
政策推進課長	宮 原 仁	財政課長	井 上 義 昭
納 税 課 長	児 島 春 海	特別収納課長	鬼 木 敏 光
地域振興課長	大 藪 勝 一	まちづくり企画課長	神 原 稔
人権・同和政策課長兼人権センター所長	津 田 秀 司	すこやか長寿課長	木 村 和 美
国保年金課長	木 村 裕 子	建設課長	西 山 源 次
上下水道課長	宮 原 勝 美	施設課長	轟 満
教 務 課 長	井 上 和 雄	建設課都市開発係長	井 上 均
すこやか長寿課介護保険係長	武 島 文 緒		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	白 石 純 一	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	伊 藤 剛	書 記	満 崎 哲 也

再開 午前10時00分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） それでは、3日目の決算特別委員会を開会いたします。

今日は、特別会計、公営企業会計の審査です。

~~~~~

日程第2 認定第2号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） それでは、日程第2、認定第2号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

特別会計については、歳入の事項別明細書から審査に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

それでは、302ページをお開きいただきたいと思います。

歳入から入りますので、監査意見書をお開きいただきたいと思います。

25ページをお開きいただけませんか。監査意見書で具体的に国民健康保険事業特別会計について報告をいただいております。

まず、特徴点は、収入未済額についてですが、大変努力をいただいております。下の方に現在の収入未済額、その後も徴収率は向上していると思いますが、3億9,787万334円の収入未済額があるという報告が出されております。今年度の収入未済額については、9,644万7,736円で、滞納繰り越しの合計という形で、26ページと25ページの下を比較していただくとよくわかると思います。本年度収入率については94.70%という形で、やはり高い収入率で担当部が努力していただいております。

それから、27ページ、過去5か年の保険税収入の状況、それからやはり不納欠損処分状況ですが、執行停止が3年間継続したとき消滅するものが11件、限定承認その他徴収不能に係わるものが1件、時効により消滅するものが590件で、総数の602件で4,230万7,534円です。

あと歳出款別比較表が出されております。

次に、事務報告書の64ページをお開きいただきたいと思います。

ここで太宰府市の国民健康保険世帯数、また国民健康保険の総数には介護保険第2号被保険者数を含み退職被保険者等と一般被保険者のうち老人保健医療の関係もありますので、全体的に太宰府市の国保の一般被保険者、退職者被保険、こういう状況の本年度末、それから世帯、人の平均が出されております。それから、収納状況と、それから保険給付ですが、太宰府市の1人当たりの費用額、高額療養費について、こういう状況での数字が出されております。

また、65ページには退職者分が報告されておりますし、一般会計からの部分もありますが、老人保健適用分の医療費状況で、特に特徴点としては、1人当たりの老人保健負担分は81万6,007円という報告が、65ページの下の方に。

昨年度、国民健康保険の出産育児一時金の状況は72件、葬祭費、亡くなられた方が350件、こういう数字も報告をされております。

また、健康保険の保険料の給付、抑制を図るための保健施設事業としては、20年以上、歩こう会、こういう状況、それから健康優良表彰、医療費通知、はり・きゅう助成、それから1歳児歯科教室だとか、現在のところは、国保1日人間ドックについては、平成17年は行っておりますが、こういう状況と健康推進員事業、新たにはつつ貯筋教室という形での事業報告がなされております。

最後に、委員からの審査資料として63ページに、先ほどの監査意見書と重なると思いますが、63ページ、審査資料として、過去5年の不納欠損額の推移として出された金額、平成13年から平成17年までが出されております。4,230万7,534円という部分です。

それから、審査資料の3ページをお開きいただきたいと思えます。

平成17年度決算認定審査資料として、国民健康保険証の交付状況ですが、先ほども言いましたように、健康保険証の交付は1万2,164世帯、その中に納税相談による短期保険証が120世帯、同じく資格証明書26世帯、それから当然国民健康保険税の滞納、先ほども数字がありましたが、保険証を納税相談によってお渡しするという預かり世帯が290世帯というのが報告がなされております。

それでは、1款1項、302ページです。1目、2目、これについての委員からの質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、進みます。

2款1項1目について、また2目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款2項1目、これについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4款1項、2項、1目また2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6款1項、2項の各1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（武藤哲志委員） 7款1項1目、一般会計の繰入金について質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 同じく7款2項の1目、基金繰入金についての質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 8款1項、各1目、2目についての質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 9款1項、2項、3項、雑入含めてですが、各1目、2目、1目1目  
について質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 同じく2目、3目、4目、5目、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入全般について質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入を終わりにして、歳出に入ります。  
それでは、1款1項1目、2目まで、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、2項の1目、それから3項の1目について質疑ありません  
か。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 2款1項1目、2目、3目についての質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 4目、5目、ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 2款2項1目、2目、同じく3項、4項の各1目、2目、1目につい  
て質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 2款5項1目について質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 3款1項1目、2目、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 4款1項1目、5款1項1目、2目、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 6款1項1目、2目、質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 7款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 8款1項……。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 306ページでよろしいんですかね。

(「いや、もう終わっています。320ページです」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 許可します。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 申しわけありません。済いません。

委員長(武藤哲志委員) 片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 306ページの7款の……。

(「歳入」「ちょっと待って、ちょっと待って」「歳入」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 特別に許可します。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 申しわけありません。この出産育児一時金等の繰入金なんですけども、これこの前本会議のときでもあったんですけど、出産育児一時金に対してですね、その支払いをできるだけ出産した後に払えるように、今後検討していくことはできますでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 出産育児一時金の受け取り代理につきましては、なるべく早く実施できるように今準備を進めております。国の方は10月1日からということで、これは義務ではないんですけれども、なるべく実施してほしいという意向がありますので、それに間に合わない場合はですね、一般的な受領委任という形で必要のある方には対応したいと思っております。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) まず、片井委員、この問題については、私の方で本会議で質問しております、委員会で具体的に審議いただいて、環境厚生常任委員長が委員長報告をなさるということですので、その辺は委員長報告、委員会に付託をされておりましたので、その部分は本会議で環境厚生常任委員会から報告を受けたいと思いますが、そうしないと、委員長報告ができないことなるということですので、いいでしょうか。はい。

それじゃ、332ページまで進みます。

(「322」と呼ぶ者あり)

ああ322。申しわけない。

それでは再度、7款1項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（武藤哲志委員） 8款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 9款1項1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、10款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 再度、歳入歳出全般について質疑を許可します。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 審査資料の3ページに基づいてですね、資格証明書、それから保険証の未交付の件についてお尋ねしたいんですけども、例えば自治体によってはですね、未納から半年後にはもう資格証明書を発行するとかという自治体があるらしくって、問題にはなっているんですが、太宰府では滞納してから何年でその資格証明書の発行をされているのかという点が1つと。

あと、その保険証をですね、預かる前に返還通知書というのを出されていると思うんですが、それでも返還されない場合はですね、罰則規定というのがありまして、罰金を、過料することができるといふように法律の改正でなっているんですが、その過料されている件数が何件あるのかという点についてちょっとお伺いします。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 1点目の滞納の期間ですが、法律どおり納付期限から1年以上滞納があるということで発行しております。

2点目の罰則ですか、その過料については、実際に返還通知というよりは、うちの場合は納税課の納税相談を通して資格証明書を発行していくと、納税相談が成り立たなかった場合に、いたし方なく資格証明書を発行させていただくという方法でやっておりますので、その相談ということが事前にご本人の方にお知らせをするということに、イコールではないかと思っております。

それから、過料については、実際には過料ということではございません。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） わかりました。

それですね、この資格証明書発行とかについては、以前武藤議員の方からも一般質問等であっていただけで、家族に病気の方がいる場合、それから乳幼児がいる場合とか、あとリストラとか倒産、廃業とかですね、どうしても収入が著しく減った場合、いわゆる特別な事情の場合には、幾ら滞納があったとしても保険証は取り上げてはいけないということがですね、県の方からも通知など来ていると思うんですが、その点については、太宰府では守られていますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 特別事情ということは確かにあると思うんですが、あくまでうちは納税相談を通じて、分割納付とかですね、その方の生活の実態に合った納付を相談しながら、場合によっては短期保険証、場合によっては資格証明書という形で対応しております。ですから、一律に紋切り型でもうすべて滞納者は資格証明書ですよということではなくて、状況によっては短期で対応したりとかという、臨機応変にやっていっているところですよ。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） どうしてもですね、相手と会えない場合がありますよね、そういう場合は訪問とかも特別収納課の方と一緒にいってですね、努力はされていると思うんですけど、実際生活が厳しくて、こちら側がどうしても接触ができなくてですね、結果的に保険証を預かることになってしまっているという世帯も何件かあると思うんですよ。そういう場合、ちょっと難しいとは思いますが、ちょっと努力されている点について伺えますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） この3ページですね、保険証の未交付290世帯のことだと思いますが、この中には、やはりお手紙を差し上げても全く返事が来ない方とかですね、お会いできない方という方が、この290世帯という数字になっているんだと思います。当初、通常の保険証を発行できない方にはお手紙を差し上げて、ご相談においでくださいという案内を差し上げております。さらにお見えにならない方には、一定期間置いてさらにお手紙を何度も差し上げたり、場合によっては特別収納課と一緒にですね、収納のその特例期間については一緒に訪問して相談したりということも、努力もしておりますが、この未交付の方については、やはり必要とされない方が大部分じゃないかと。どうしても保険証が必要とされる方は、たとえ滞納してあっても納税課の方にお見えになりますし、国保年金課としても一緒に相談に乗っておりますので、この全く保険証が、受け取っていないと言われる方には、多分もう自分は健康で病院に行く必要ないから保険証も要らないんだと、保険税も払わないんだという方も多分にいらっしゃるんじゃないかと思えます。なるべくこちらからは、お手紙差し上げたり連絡を取るようにして、相談に来てくださいという努力をしております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

田川委員。

委員（田川武茂委員） 今年ですね、1月か2月か、私の近所の独居老人、ひとり暮らしの老人が亡くなられたわけですね。死んで、いつ死んだかもわからんような。そういう人たちは、やっぱりこの保険証の問題があるんじゃないでしょうかね。だから、保険証がないから病院へも行けない、そういった実態じゃなかったらどうかと、私は想定するわけですけど。そうした人たちは、どういうふうに対応したらいいのかな。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 老人医療の受給者証をお持ちの方には、必要があれば、滞納世帯であっても無条件に交付をしておりますので、法的にはそういうふうになっておりますので、うちとしても老人医療証交付の方については対応したいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 以前質問したように、老人医療持っているとか子どもとか乳幼児医療の部分、本人だけのというのがあからすね。

ほかには。

ないようでありましたら、質疑を終わりますが。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第2号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時23分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議に報告します。

~~~~~

日程第3 認定第3号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第3、認定第3号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、334ページ、1款から質疑に入ります。

まず、監査意見書28ページをお開きいただきたいと思います。

市長から提案理由の説明がありました。2,925万8,056円の赤字という形で、平成17年度の決算額が、歳入歳出差し引き赤字という数字が。平成16年度は黒字でしたが、平成17年度の決算では赤字という報告が監査意見書でも出されております。

29ページをお開きいただきたいと思います。

予算現額、調定額、収入済額としては100%の収納率です。不納欠損額としては、140万8,133円を不納欠損で落としたということです。

歳入款別比較表が出されております。

そして、内部的な努力により不用額の調整が平成17年度行われているということです。

30ページの上に歳出の関係が報告が、まず監査意見書で出されております。

それでは、事務報告書の67ページをお開きいただきたいと思います。

まず、老人保健特別会計の部分として、対象者、現在の老人保健ですが、国民健康保険は5,635人、社会保険等の老人関係が840人、合計の6,475人ということです。本年中の70歳到達、転入、大変転入が109人という形で、それから転出が116人、亡くなられた方が312名、保険変更その他という形の増減関係が報告されております。

医療費については、給付費と支給費、それから入院、入院外、それから歯科、調剤、食事療養、訪問看護療養、こういう一部負担金、こういう状況の内容も出されておまして、1件当たりの支給額で、入院が38万7,033円から、訪問看護療養が8万5,820円。下の方に医療費の支給内訳が具体的に報告がなされております。

それでは、334ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の1款1項1目、2目についての委員からの質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款1項1目、3款1項1目、4款1項1目の一般会計繰入金まで質疑ありませんか。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) 今のページのところじゃないんですが、全体にわたって関係しますけども、1点だけお伺いをしたいと思います。

これ環境厚生常任委員会の審議の中でも質問が出たんですが、回答の部分がよくわからないということで、再度お伺いしますが、いわゆる今太宰府市に老人関係の、介護は別、介護も入るんでしょうけども、老人を対象としたマンション、老人医療を目的としたマンション、そういった類の営業といいますか、またグループホーム、いろんな角度の老人を対象としたそういう施設が数多く今太宰府にできておりますが、そのことがこの老人保健特別会計に影響がどれくらいあるのか、ないならないで結構ですが、このまま進めば、それが財源を苦しめていくのではないかという懸念もありますので、再度その点をはっきりさせていただきたいと思えます。

委員長(武藤哲志委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) おおむね老人福祉施設あるいはある程度の病院には住所地特例という制度が適用されまして、転入する前の自治体の方でその方の医療費を負担するという制度がありますので、直接的に大きな医療費に影響するということはないです。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) それは、いわゆる医療を目的とした施設に入居した場合のことだろうと思うんですね。それ以外に、医療を目的としないマンション、介護つきマンションとかといえ、介護の部分は確かにそういった特例でできるんでしょうけども、そこに介護以外の医療を受

ける場合には、今度はそれは多分対象にならないと思うんですよ。そうすれば、それはこの老人保健特別会計に影響してくるのではないかと。介護マンションですから、介護の認定を持った人が入る、そうすると、その介護の認定の部分については、もう介護保険の方からマンションの入居代は支払われるわけですからいいんですが、そこで起きた医療に関しては、今度は介護関係ありませんから、当然太宰府市のこの老人保健特別会計の中に影響があるのではないかとと思われるわけですね。実例がこうこうこうですということはありますが、そこらあたりいかがですか。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長、今、福廣委員が質問の中で、住所地の関係もありましたけど。太宰府に今たくさん老人ホーム的なものも使われておるし、それから以前は、大変論議になりました、県立太宰府病院が今民間に、九電工が委託を受けておると、太宰府病院に入院されている方は、もう20年、30年になれば、当然老人医療という形で。ただし、この住所は、3年、何年までが前の住所になるのか、住民票を太宰府に移されたら、何年から老人、今、福廣委員が聞いているように、医療費として適用しなきゃいけないのか。ずっと春日市の人が太宰府病院に入院してもらったとか、太宰府の老健施設に入って、サンホームだとか同朋園に入って、住民票を太宰府に移した場合、こら何年後から太宰府が見なきゃならないのかというのが、今、福廣委員が質問している内容なんですけど、その辺をわかりやすく回答いただきたいと思います。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 住所地特例の医療費に対する期限はございません。ただし、その転入先の施設から転居をすとか一般の住宅に移るとかという場合には、その時点で太宰府市の被保険者ということになります。社会福祉施設関係、老人ホームだとか特別養護老人ホームですね、そういった介護関係の施設でありまして、保険証自体を前の住所地の保険証を持ってお見えになりますので、医療費についても前の市町村が見るということになります。その他の点については介護保険。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 今、福廣委員からのご質問で、いわゆる老人医療にどれだけの影響があるかという話ですけども、介護つきですね、いわゆるいろんな施設に限って言いますと、いわゆる市の方で平成18年度から3か年で第3期の介護保険事業計画、これ委員さんにお渡ししておると思いますけども、それを策定いたしまして、この中で、いわゆる保険料の試算もやっております。その根拠につきましてはですね、いわゆる平成18年度の4月からの改正になりました小規模多機能施設であるとか、あるいはグループホーム等々につきましてはですね、この中で制限をいたしておりまして、既にもうグループホームについてはですね、市内に一応6か所ほどございます。私の方につきましては、この計画書に基づいて業者の方に指導しておりますので、現在のところそれ以上は認めておりません。また、小規模につきましてもですね、今現在もう3つ指定をいたしております。あと一つ枠があるわけがございますけども、

そういうことですね、この計画書の中で全体の給付費とか、あるいはそれを試算して、現在の介護保険料というものをちょっと話それますが、そういった形で設定させていただいておりますので、その辺はさっき国保年金課長が言いましたように、住所地特例ということになりますと、いわゆる、例えば筑紫野市から太宰府の施設に入られましても保険者はあくまでも筑紫野市でございます。まず、その方がご家族でお住みになっとして、本人だけが太宰府に入られたとしましても、太宰府が保険者になるためには、一応その家族がもう全員こちらの方に住所を移すと、居住地を移すという形になればですね、当然太宰府市の住民になるわけですから、そこで初めて保険者が太宰府だというふうな形になります。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 別にお年寄りが太宰府に来るのがどうのこうのということで質問したわけじゃありませんので。ただ、今の説明は全部わかりました。そのとおりだろうと思います。ただ、いわゆる介護つきマンションというのがね、今結構注目を浴びているわけですよ。その場合はね、果たしてどうなのかなというのが、ちょっとわからんところがあるんですね。当然住民票はこっちに持って来ると思うんですね。住民票を持ってきても、介護については前の住所でいきよるだろうと思うんですね。その保険証で来るわけでしょ、住民票移しても。今そういう話でしたよね。ねっ。ただ、それ以外の医療もそれと同じなのかだけ、ちょっと最後に教えていただけませんか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 今ですね、介護つきのそういった施設と言われておりますけども、いわゆるグループホーム、介護つきのグループホーム、あるいは今はやりのいろんなマンション型の有料老人ホーム、ああいった形ですね、いわゆる介護保険の特例施設の指定を受けないんですね、ただ介護つきといいましても、ただ単なる介護つきであって、それはもう10割のご本人負担になりますので、そういう指定が受けられて初めて介護保険制度が適用されるという形になります。そういう形でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 介護以外の医療についても。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） どの施設が住所地特例に該当するかということは、やはり県の方からの通知だとか、そういった指定がないと住所地特例に適用しませんが、すべての介護つきマンション、そういった老人施設が住所地特例の対応になるかと言われますと、必ずしも全部適用になっておりませんので、その辺は幾らかやはり医療費に影響してくる部分はあるかと思えます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） ちょっと教えてよ、どんなのが、それ難しいわけ。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 当然、はい、当然こちらに住所を移されているわけですから、国民健康保険なり何らかのもと保険というものは持っていらっしゃると思いますので、国民健康保険であれば国民健康保険税を払っていただくと、住民税も払っていただくと、一般的な市民としての義務と権利ということは発生するだろうと思いますけども。すべてどういう施設がどこにあって、それは医療費、住所地特例の対応になるかどうかという細かいことまで、ちょっと今承知しておりませんが、すべての老人のそういったマンションが該当するわけではないということは言えると思います。ある一定のそういったグループホームだとか介護福祉施設とかですね、老人ホームとか病院といったものはおおむね該当しております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） だから、要するに国が認めた介護は認めましたよと、そういう施設のことでもいいんですよ。国が認めないものまでね、どうのこうの聞いても仕方ないわけですから、国がもうこれは介護つきマンションであると認めて、介護保険ですと払っていくというね、そういうシステムになった施設であっても、一般の医療はどうなるんでしょうかということ聞きよるわけたい。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） その辺の細かい基準について今ちょっと、申しわけありません、承知しておりませんので、ちょっときちと調べてまして回答申し上げたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 別に細かいくないと思う。はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） 決算委員会は本日で終了しますので、所管の委員長から質問あつておりますので、委員会の中で説明をしてください。後でまた追加審査資料とかというのは整理上困りますので、そういうのは委員会の中でもう少し詰めていただきませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 参考までにお尋ねしたいと思いますが、環境厚生常任委員会の方で調査なさっていると思いますけれども、今老人ホームですか、それからグループホーム、そして新しくできている老人マンション、介護つきのマンションとか、そういう数がどれくらいあるのかと、そこに入所されている対象になる人数等々がわかりましたら、参考までに教えていただけませんか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 現在ですね、今、せんだって環境厚生常任委員会でグループホームを施設調査いたしました。そのときの資料でお答えしたいと思いますけども。

まず、介護老人福祉施設、これはいわゆる特別養護老人ホーム、同朋園ですね、ここには、一応、定数で言いますと、160名です。現在155名いらっしゃるということを聞いております。

それから、同じく特別養護老人ホーム、これサンケア太宰府でございますけども、これが定数50名、現在の利用者数も50名ですね。

それから、介護老人保健施設、いわゆる介護老人保健施設同朋ですね。これは国分にある方の同朋です。これが定数が80名、現在利用者が約70名。

それから、介護療養型の医療施設として医療法人悠水会、いわゆる水城病院です。こちらは定員が276名で、利用者数も同じく同数でございます。それから、同じく医療法人健成会、いわゆる鹿子生整形外科医院でございますけども、利用定員が6名、現在利用者はありませんということです。

それから、介護付きの有料老人ホームでございますけども、これにつきましては朱雀にあります我楽庵、ここは定数が22名で、現在の利用者同数でございます。それから、はな太宰府、これ大佐野にありますはな太宰府ですね、これが同じく定数70名で、利用者数が58名です。それから、五条にありますアクラス太宰府、定員が30名で、現在利用者数も同数でございます。それから、内山にできました風、これが定員60名で、現在のところ利用者は3名ということ聞いております。

それから、グループホームでございますけども、これ国分にありますグループホーム国分、これが利用定員が18名で、現在も利用者数は同数でございます。それから、グループホーム五条、定員18名、同じく利用者数も同数でございます。それから、グループホームコムスのほほえみ太宰府、これ大佐野の方にございますけども、これが利用者数が18名で、現在人数は18名です。それから、グループホーム笑苑、これ高雄でございますけども、定員が9名、現在利用者数も同数でございます。それから、同じく高雄でございます。グループホーム安寿、これはこの笑苑と同一事業所でございますけども、こちらも定員数は18名で、現在利用者数は18名です。それから、水城にございますグループホームはなみずき、定員18名で、利用者数同数でございます。

それから、小規模多機能施設、これは吉松にあります、ふれあいサポートゆうしんというのがございます。吉松の旧国鉄住宅団地内にございます。定員数は25名で、今現在5名利用されておると。それから、そよかぜ国分の里、これが定員25名に対しまして、現在利用者数はちょっと未定でございます。それから、このごろ指定をいたしました五条、市役所から見えておりますあの施設でございますけども、25名、現在のところまだはっきりとした利用者数はわかっておりません。

それと、養護老人ホーム、これは双葉の老人ホームでございます。これは措置という形になります。大体利用者数は150名で、現在132名の方が利用されておまして、この利用要件は、いわゆる環境上の理由とか経済的な理由によってですね、居宅において養護を受けることができない、困難であるという方をですね、措置しておる施設でございます。

それと、最後軽費の老人ホーム、これが高雄にサンホーム太宰府がございまして、定員50名に対して48人。

それから、ケアハウス、これも高雄でございますけども、ケアハウス太宰府、これは定員30名に対して、今29名。それと、ケアハウス同朋、50名に対して47名。

こういった施設が現在ですね、今把握しておる数字でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今すこやか長寿課長から太宰府に措置する双葉老人ホームや同朋園、それから有料老人ホーム、それからいろんな施設が、所管の委員会では具体的に説明されているようですが、今の資料についてはどういうふうにいたしましょうか。

（「配付」と呼ぶ者あり）

それでは、今もう直ちに、印刷されているようですから、追加審査資料として配付をいただきますでしょうか。お願いいたします。

それから、これに関連する質問がありますか。

福廣委員、はい、どうぞ。

委員（福廣和美委員） 今の最後の利用状況、ちょっと今思ったのは、どっちがいいか悪いかちょっとよくわかりませんが、こういうの市役所に来ればわかるというようなのをつくってもいいのではないかなと。できるだけ太宰府の市民が利用しやすいように、今こういう目的のところはあいてるかどうかというのは、市役所に来れば、見ればわかる。そこまで必要ないよと言われりゃそれまでやけど。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 既にですね、介護保険も始まって7年目ですかね、になりますけども、そういった施設の一覧についてはですね、もう既に介護保険のこういった冊子を窓口カウンターに置いておまして、これで、来ていただいて見ていただいて、どこにどういう施設があるということで窓口で相談されればですね、それなりに相談をしております。ただ、どこの施設がどうというのはですね、それは行政ですからそこまでは言えませんので、あくまでもそれは事業者の方にご相談されて、どういった施設に入れるか。現在入居者があいてるのか、あるいは満杯なのかと、そこら辺の状況までちょっと行政ではですね、把握できていないという状況ですね。

それともう一つには、介護保険のガイドブックもつくっております。細かくですね、今度の法改正も改めて全部載っておりますので、これを無料でですね、現在配布しております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） まず、大変ですね、太宰府に老健とかお年寄りのための施設が16以上あるんですが、ちょっと2点、担当部、国保年金課、それからすこやか長寿課の関係がありますが、福岡県は国民健康保険に対して県下一律100万円しか出してないんですね。以前予算特別委員会、決算特別委員会で論議になりましたが、特にこの太宰府の場合は特徴があって、県立太宰府病院、ここに入所者が少なくとも600名近くの方がおられて、生活保護を受給していて、一時生活保護受給者が100万円近くの預金があるという形で、生活保護に、監査が入って

打ち切られて、国民健康保険に加入した経過があったりですね、住所を太宰府市に置いたままになっているということで、県に特別に、太宰府病院だとか、それから双葉老人ホームがあるとかですね、こういう形で特別に県の方に、医療費の高騰のためにぜひ県の補助金を増やしていただきたいということで、その経過がわかるのは、助役さんや収入役さんも経過を知っていると思うんですが。その後県はもう、太宰府に対する特別上乘せ補助金はもうなくなったのかどうか、やはり出しているのか、改めてこういうお年寄りの施設が4市1町の中でも最高の数の施設があって、医療費高騰のために、県に特別に、今少しでもですね、負担を増やしてもらうことができるのかどうか、この辺がまず1点ですね。

それから、やはり今地方自治体が直接、すこやか長寿課、立入調査できるようになったと思うんですね。施設が適正に、当然税金ですから、保険ですから、春日市は立ち入りを常にしているということらしいです、担当部が。適正なということで、再三新聞でも不正受給が問題になって、中間市では指定事業者の取り消しが行われたりしておりますが、こういう20か所近いですね、施設がありますが、やはり立入調査を常に行うというか、適正な医療給付をですね、先ほども監査意見書、事務報告書でありましたが、こういうものが具体的にできるかどうか。

2点、県がもう少し太宰府に対する補助金を、出しているのか、もう。それとも、また要求するのかと、立ち入りの問題で、できれば国保年金課とすこやか長寿課の方では検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 先ほど委員がおっしゃいました特別な交付金ということでは、ちょっと戻っていただきますけども、決算書の304ページ、305ページになりますが、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の304ページ、305ページ、その中で、国庫補助金の財政調整交付金のところのですね、特別調整交付金というのがございます。特別調整交付金が今年約1億800万円いただいておりますけども、このうちの4,500万円程度が特別調整交付金の中の特別事情分ということで、これは特に保険者としての経営姿勢が良好であるとか、保健事業に力を入れているとか、そういったいろいろな点が評価をされて、福岡県の推薦で国の方から特別な交付金としていただける分です。それが今さっき委員さんがおっしゃった分に該当すると思います。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） いわゆる調査の件ですけども、これ既に、介護保険の決算になりますけども、決算書の359ページに、いわゆる委託料として、ケアプランチェック委託料という121万8,000円、事務報告書の176ページにも載せておりますけども、いろんなサービスの事業者に対しましてですね、これ150件ほど抽出いたしましてチェックを行ったということでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、ほかに。委員からなかったら進めますが……。

後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 施設の問題なんですけど、これ何課になるかわからんですけど、内山の竈門神社の方にできとる施設風、これの外観、いろんな景観規制とかいろいろあるんですけど、あれの規制というものはないんでしょうか。竈門神社のすぐ横にできとるんですけど、結構目立つ、目立つからいいんだと言えば終わりなんですけど。いろんな方の意見が出るのは、結構景観が、こういうところで規制ないのかという意見が結構出ているんですけど、そういう規制はないのかなというのが。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 内山地域というのは、ご承知のとおり都市計画区域外が今現在なんですけども、ただ景観という視点から見れば、委員さんおっしゃるように、とんでもない色等々については、やはり一定のルール化、規制をする必要があるかと思いますが。今現在、景観づくりについては懇談会を立ち上げて、太宰府の景観はどうあるべきかというのを議論しておる最中ございまして、今現在そうしたきちとしたルールは決めておりません。近い将来、そういうふうな太宰府全体のまちづくり、景観という視点からは一定のルールを決めていきたいというふうには思っております。

委員長（武藤哲志委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） その景観、ここの地域、観世地域なんかの屋根の景観なんかの規制はあるでしょ。そういうものからもっていったら、あちらの方ではないかなというものがちょっと気になる。屋根の色なんかは規制があるはずですよ。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 観世地区だけがどうのじゃなくて、一つの美観地区みたいに指定をしてですね、お互いにそういうふうな申し合わせみたいな形でお願いをしていますけども。先ほど言いましたように、それぞれやはり地域の特性というのがございますので、例えば五条ゾーンでありますとか史跡地ゾーンとかというふうなゾーン分けをしながら、一つのそういうふうな区域のルールを決めていきたいとは思っております。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

334ページの県の支出金の3款1項、それから4款1項、ここまでですが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5款1項、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6款1項、2項、3項の各1目、2目、3目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款1項1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3款1項、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4款1項、2項、各1目、2目、一般会計繰出金の1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 予備費の5款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入歳出全般について、再度質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」認定すること  
に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、認定第3号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時58分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~

再開 午前11時10分

委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

国民健康保険、それから介護保険、老人保健、いろんな今資料の配付いただいとりますが、  
高齢化の関係で、すこやか長寿課と国保年金課のかかわる分がありまして、国保年金課長から

も資料をですね、後から附属する資料として配付をさせていただきたいということで、私どもも議会として高齢化にどういうふうに、太宰府市内にこういう介護施設だとかいろんな部分というのを、所管でも熱心に審査いただいておりますが、決算特別委員会としても資料を後で配付をいただくようにしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

~~~~~

日程第4 認定第4号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） それでは、日程第4、認定第4号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

350ページ、1款保険料から入りたいと思います。

まず、監査意見書の30ページをお開きいただきたいと思います。

決算の概要が報告がなされております。

31ページに歳入決算比較表として、平成16年、平成17年の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額という形で報告がされ、平成17年度の収納率は99.64%です。

そして、歳入款別比較表が出されておまして、最終的には不納欠損額としては190万7,500円、収入未済額は1,054万8,074円という形の報告がなされております。

先ほど関連がありまして、国保や老人保健の関係がありますが、保険料の最近5年間の収入状況、そしてやはりこの不納欠損処分の内訳、歳出決算比較表、そして33ページまでに歳出款別比較表、平成17年と平成16年を比較すると特に総務費と保険給付費が大変な増額になっているという増減比較が出されております。

内容については、介護サービス費等の施設介護サービス給付費が14億9,821万6,246円、それから居宅介護サービス給付費が11億961万8,885円、高齢化に伴う大変な施設介護サービス給付や居宅介護サービス給付費の支出が監査意見書の中に報告がなされております。

それでは、事務報告書の68ページをお開きいただきたいと思います。

現在の第1号被保険者の65歳以上から75歳未満と75歳以上の被保険者数と世帯数の部分が報告されて、被保険者数の合計は、当年度中増が1,087名、当年度中減が608名として、現在は65歳以上の第1号保険者は1万2,383名です。

なお、転入、転出等の関係が出されておまして、保険料収納状況、それから要介護・要支援認定者数についてですが、この1万2,383名中に要介護者は、要支援から要介護5までが2,260名、そして居宅、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、こういう入所関係がやはり要支援から要介護の関係で141名から106名、160名と、先ほども出ました居宅サービスから高額介護サービス、平成17年度までは制度改正がありませんが、平成18年については改正になっております。

それから、審査資料ですが、まず3ページをお開きいただきたいと思います。

太宰府の、ここにありますが65歳以上の方の保険料ですが、さきの平成18年度も改定によって

ある一定報告されていましたが、平成17年度の第1段階、対象153名中滞納は15名、第2段階、第3、第4、第5という形で、少しは、先ほども65歳以上ということで1万2,383名ですが、この資料の提出段階では1万3,845名になって、滞納者は193名です。

それから、介護階層別の前年度同月と比較した場合についての対象者の総数が逆に認定者が増えているという報告です。

それでは、350ページ、1款1項1目について委員から質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款1項、2項の1目、2目、4目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款1項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4款1項1目、2目、3目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6款1項1目、2目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 7款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 8款1項、2項、3項の各1目、2目、3目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 9款1項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入を終わります。

歳出の1款1項、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 1款2項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 同じく1款3項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（武藤哲志委員） 同じく4項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款1項1目、2目、3目、4目、5目、6目まで質疑ありませんか。

安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） ここで住宅改修費が1,500万円からあるわけですね。これ20万円までが大体市の補助金で賄えるから、該当者が約75名ぐらい出てくると思うんですね。これの審査のやり方はどういうふうになってましようかね。申請書、それから完了届のあったときまでの経過で。私がなぜこういうことを聞くかというと、使われないものできていると、50万円かけて全然使われないと、あるいは本人は要らないというものまでも業者がつけていくと。それから、材質でもいろいろな、今ナフコあたりで買えば半額ぐらいでできるのもあるんですよ。そういう審査が全然、技師が、私が何回も言うけれども、すこやか長寿課におっていないからそういうような問題が出てきている。縦割り行政の悪い面だと思うんですけども、その点、住宅改修費の支出までのちょっと検査の過程をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 平成17年度につきましてはですね、いわゆる本人からケアマネジャーさんにご相談がありまして、それから直接業者に依頼があって施工されて、そして完了届を出していただいて、そこで書類審査をしてですね、市の方で支給をしておるという経過でございます。

それから、平成18年度につきましてはですね、市の方へ事前にですね、申請するようになっておりますので、そこでですね、必要があれば現地にも赴くという形でやっております。そういう形で進めております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） それでね、今市の職員が全然タッチしたような感じが出てこんわけですよ。業者任せと、わかりやすく言えば。それだから、こういうような問題が起きてきておると思うんですね。やはり技師あたりがね、事前審査、それから事後の完了の過程も見ないと支出しないようなふうにしないと、これはむだな金が出ていきよると思うんですね。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） その辺につきましてはですね、以前から安部委員からもご指摘があったということで聞いております。そういうことで、平成18年度からにつきましてはですね、まちづくり技術開発課の方にもご協力をお願いしておりまして、必要があるときには技師も一緒に現場に立ち会っていただくように今しております。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 申請があれば必ず行くぐらいの気持ちで、これ執行してもらいたい  
と思っております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

同じく7目、8目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款2項1目、2目、3目、4目、5目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 同じく2項の6目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3項、4項、5項の1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 同じく3目、4目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4款1項1目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、7款1項1目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入歳出全般について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） ちょっとどこで出していいかわからなかったんですけども、昨年の10月  
からホテルコストの導入ということで、居住費と食費については個人負担が導入されました。

ほぼ1年たったところで、実態がどうなのかというところをご報告をお願いしたいと思いま

す。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） ホテルコスト、今ご質問のようにですね、居住費と食費についてはもう全額個人負担というふうになっておりまして、平成17年度の10月に改正があって、支給は2か月遅れで12月からということで、ちょっと試算をしてみましてですね、平成17年5月から平成17年11月までが1億3,300万円ほど月平均で、それが法改正後につきましてはですね、約1億2,000万円ほどになっております。そこで、1,000万円ほど給付費が下がってきておるとい状況がございます。

ただし、ホテルコストに関しましてはそういう形でありますけども、同じく10月の法改正によりまして高額の介護サービス費の改正も行われておりまして、これについては、市の負担が若干やっぱり出てきておるといことで、総体的にはですね、さほど変わらないといような状況でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 私が伺いたかったのはですね、例えば施設を出ざるを得ない人が出ていないかどうか、そういうふうな相談とかですね、市の方には入ってきていないんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 今のところ私の方にはですね、そういったご相談等はあっていないようです。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） いつも思うんですけどね、その相談があっていないからじゃないかじゃなくて、実態調査を自らやっぱりすべきだと思うんですよ。そういう調査の方はされていないんですか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 一応実態調査については、まだやっておりません。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 制度改正のときに私、一般質問で、調査してほしいということを要望したら、やっていきますというお答えでしたよね。結局、いつもその場限りの答弁で終わっているんですよ。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） ご指摘の点につきましてはですね、今から検討をさせていただきますと思います。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） やっぱり一番言いたいのは、その制度の改正でかなりの高齢者の方がね、やっぱり負担で必要なサービスを削らざるを得ないという状況が実際出てきているんですよ。だから、実施主体である自治体がそれを把握しないでどうするんですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

だから、今後ですね、平成18年度からは制度改正もあるし、税制改正でかなりの負担増がまた出てきますんで、そういう意味では低所得者に対する配慮というのをもうちょっと真剣に考えてくださるようお願いをしておきます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 介護の方ですね、今介護疲れによる高齢者の虐待があると思うんですけども、高齢者の虐待の現状と、その早期発見みたいなのは、今どんなふうな対応をなされているのか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 虐待に関しましてはですね、これは介護保険とはちょっと別でありますけども、2件ほど私の方でご相談がありましてですね、それで保健所等と一緒にですね、その辺の調査をやって、今状況を見ております。そういう状況はあります。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 介護の現場を一番見るのはケアマネジャーだったり福祉施設だったりしますので、やはり早期発見してですね、本当高齢者虐待というのは、結構児童虐待と一緒に物すごく内在化しやすいというか、密室化しやすいので、そこら辺をきちんと取り組んでいただきたいと思います。

ケアマネジャーの方にはどんな対応をされているのか、わかりますか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） その点につきましては、平成18年4月から法改正があっておりまして、いわゆる地域包括支援センター、そちらの方にケアマネジャーがおりましてですね、このほど全区長さんに訪問しまして、いろいろこれからの業務、あるいは地区での問題とか調査をしております。

それからまた、民生委員さんにもですね、今年の春、新しく法改正もあっておりまして、これの研修会も行いました。そういうことで、民生委員さんの方からも、常に高齢者の宅にご訪問されておりますので、そういうことがあればご報告をお願いするようにはいたしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 相当悩みながら質問しようと思うておりますので、ご容赦をいただきました

いと思うんですが、ここで私の質問が適当でなければ、その時点で委員長から指摘をしていたければ、そのときで考えてやめますので、よろしくお願いします。

ずっと頭から離れませんので、いつしようか、いつしようかと思いながら、一般質問じゃあ時間も足りんしと思いつつながら、だからといって今、長時間する気は全くないですよ。ちょっとしか聞きませんが、いわゆるこの前環境厚生常任委員会でもグループホームを視察に行きました。いわゆる市の対応としてお伺いをしますけども、グループホームはなみずきの現状までのいきさつについて、私はどうしても市の対応が非常におかしいというふうに今感じております。いわゆる住民無視というか、近隣の住民を無視した内容のものが、その報告どおりでないという後でわかって、もう仕方がないということで今進んでいる。担当のすこやか長寿課に云々ということは全くありません。市の全体の対応について、今レオパレスの問題もあります。そういった建設全般に対するですね、市の対応、市は業者側に立つのか市民側に立つのかという、そういう市民からの声も上がっております。

どうしても僕は納得がいかないのです。市のやったことが、市の責任が私は大きいと思う。結局、市もだまされたと思う。しかし、何もできないというね、それが全部しわ寄せが近隣住民に来ているという構図しか見えんのですが、それについてぜひ回答をいただきたい。

委員長（武藤哲志委員） グループホームはなみずきの問題で、今福廣委員からあっていますが、答弁をどちらにさせていただくのか、担当部が、すこやか長寿が担当するのか、いろいろあるようですから、ちょっとここで10分間、40分まで、答弁だれをいただくかをちょっと調整のために暫時休憩をします。席を離れて結構です。

休憩 午前11時32分

~~~~~

再開 午後1時00分

委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、歳入歳出全般の質疑の段階で、福廣委員から質疑があっておりましたが、所管で回答できる範囲内、担当部でも構いませんが、簡潔をお願いします。

建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、建設部、私の方からご回答申し上げます。

グループホームはなみずき、それからレオパレス21問題でいろいろやっぱり住民から反対が一部ではあってありますし、グループホームはなみずきの方も当時ございました。そのことについて、特に私の方から経過も踏まえて簡単に概要を報告させていただきます。

実は、このグループホームはなみずきの建築の際に、市に事前説明、業者から近隣住民の方に事前説明をするというのが当時の指導要綱にもございましたので、市も当時の指導要綱にのっとって説明を区長さんを通じてですね、お願いしたところでございます。市の方は、区長さんの方から説明したという了解をいただきました。そのときには区長印があったわけですが、それをもとに進達をして建築に入るということでございました。

しかしながら、しばらくしますと近隣住民の方から、特にそれが建つ付近の方からですね、説明会があっていないということがわかりました。そういうことで、区長さんを通じて再度業者の方に説明をするということで、市の方からも業者を通じて地元の説明するように要請したところでございます。このことについては一般質問でありましたので、その経過はお話ししましたけども、3回ぐらいまで地元とのお話を、業者の方に指導いたしたところでございます。

指導のその話し合いの内容につきましてはですね、必ずしも近隣住民が合意したということには至っておりませんでした。しかしながら、時間も要したことで、ある程度で市の方も話がつくまでというようなことはできませんでしたもんですから、建築が始まったわけでございます。

その間に業者と地元の方との文書でのやりとりもあったように聞いておりますし、最終的には私も地元の方に出かけまして、地元の公民館で福祉の方の担当の方と建築開発の担当の私も行きまして、誠意を込めて話したつもりでございます。しかしながら、わかったということではなくて、厳しい言葉をいただきました。しかし、市の方のそういう事前説明、そういう部分では、もうこれが限界ということでございまして、市の指導はそこまでということになっております。

最終的に、その後になりまして、はなみずきの方の社長さんが来られまして、できるだけ地元の要望にこたえるように努力しますというようなことも聞いて、少しずつ話し合っておりますということでございましたので、よろしく願いますというようなことでの経過をたどっておるところでございます。最終的に、まだその近隣住民の方と業者の方が、それぞれ円満に話し合いがついたということは聞いておりませんが、一定そういうことを社長さんの方から聞いておりましたんで、努力していただきたいということでの経過が今まであっておるところでございます。

なかなか新しい建物が建つということで非常にマンション、そういう今度のウイークリーマンション等、地元は受け入れがたいという意思表示をされますけども、市はある程度法律にのっとって、できる限りのことはして対処していきたいと、これからも思いますので、よろしく願います。

そして、あとまだこれで福廣委員の質問には全部が全部回答したと思いませんので、あと時間を持ってお互いに話し合っていきたい、情報交換していきたいと思しますので、よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 要は、私いつも思うけども、片方が言ったことを信用するということがいかなのですよ。説明会したというなら、説明をした相手側も呼んで、説明があったのかないのかをね、聞くということをしないと、両方の意見を聞かないとわからないというのが僕はあ

ると思います。

それで、要望ですけども、私は先ほど言いましたように、市に対する不信は非常に大きい。ですから、再度両方を呼んで、市と当事者同士、3者一堂に会してですね、ぜひ話し合う場を持ってほしい、そのことだけ要望をして、このことは終わります。

委員長（武藤哲志委員） 先ほどから認定第4号について、歳入歳出全般について質疑を許可しておりますが、ほかに総括的な質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第4号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対0名 午後1時07分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第5 認定第5号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第5、認定第5号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

ページが飛びますが、408ページをお開きください。

それでは、監査意見書36ページをお開きいただきたいと思います。

まず、決算の概要としては、筑紫地区で介護認定審査会を医師会だとか含めて行っている、この部分についての特別会計です。これについては、不納欠損額、収入未済額というのは、特にありませんが、歳出については総務費、予備費として不用額が546万6,065円発生をしているという報告です。

事務報告書の71ページをお開きいただきたいと思います。

71ページでは、筑紫地区介護認定審査会の開催状況として、前年度と本年度、平成17年度が658回を開いているということで、太宰府については144回という報告がなされております。

あと申請件数として、この4市1町の中で数字が大変高い数字は筑紫野市が3,002名ですが、太宰府市は2,647名、認定の部分についても、やはり筑紫野市が最高数になっております

が、太宰府市は2,575名、新規申請と更新申請と区分変更と要支援新規という関係が出されて  
おります。あと要介護度別認定件数の部分です。

それでは、408ページ、まず筑紫地区介護認定審査会ですから、4市1町で行っております  
ので、歳入の1款、2款、3款、4款、一括して項、目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入の1款1項の1目についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) じゃ、同じく認定審査会費の2項の1目についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、2款1項1目についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入歳出全般についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て」、認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって、認定第5号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対0名 午後1時11分

委員長(武藤哲志委員) 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第6 認定第6号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

委員長(武藤哲志委員) 日程第6、認定第6号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業  
特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

380ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、監査意見書の33ページをお開きいただきたいと思います。

まず、33ページに決算の概要、歳入決算比較としては、監査意見書として大変厳しい状況で  
すが、平成17年度は収入未済額として9,247万7,722円、収納率としては28.32%、こういう状

況が出されております。

そして、34ページの償還金収入状況としては、過去最低の回収率という8.18%という報告がなされております。

事務報告書69ページをお開きいただきます。

先ほど監査意見書にありましたように、住宅新築、宅地取得、それから住宅改修、県費住宅改修という形での貸付件数が合計で252件、貸し付けがなされ、未償還額、本年度償還額、滞納額という形で先ほど監査意見書にありましたように滞納額が9,247万7,722円、公債費として現在のところ残高は4,541万2,863円、こういう状況で報告がなされております。

また、審査資料の64ページをお開きいただきたいと思います。

監査意見書にありましたが、滞納の金額の9,247万7,722円の内訳として、特に以前から問題になっていきますように、通し番号として貸付者の氏名は伏せておりますが、3番については貸付金額500万円で滞納額が567万9,992円、6番については1,000万円の貸し付けで835万584円、8番については1,070万円借りて、現在のところ1,129万8,365円、特に6番は破産決定をしてとか、9番については、相続人であるお子さんと加え母に請求しているとか、20番については借受人が死亡だとか、こういう状況が報告をされております。

今後、監査意見書としても回収率の向上というのが指摘をされております。

なお、基金については、監査意見書の39ページに、住宅新築資金等公債償還積立金としての基金の本年度末現在高が6,683万3,294円と報告をされております。

それでは、審査に入ります。

1款1項、2款1項、3款1項、2項、4款1項、5款償還金の1項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、5款1項の2目、3目、4目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 歳入について終わります。

歳出の1款1項、2款1項の1目の元金、2目の利子、3款1項1目基金積立金についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入歳出全般についての質疑ありませんか。

田川委員。

委員(田川武茂委員) これはもう昔からですね、この未納金については毎年この場で言うておるわけですけど、それから全然ですね、進展してないように私も思いますけど、そこら辺の徴収についてですね、どういうふうにしござることか。

全然してないわけじゃないでしょうけどね。もっとそこら辺、やっぱり積極的に姿勢を見せてですね、やはり徴収率の向上に努力してもらいたいなというふうに思うんですが、この点についてやっぱりどういうふうな徴収をしよるのか。

委員長（武藤哲志委員） 人権・同和政策課長兼人権センター所長。

人権・同和政策課長兼人権センター所長（津田秀司） この住宅の貸付金については、平成9年度を最後に新たな貸し付けはもう行っていなく、今は回収のみをしているという状況でございます。

滞納者がここに上げておりますとおり、24件の9,247万7,722円という滞納が上がってきております。償還できる方については、順次償還が終わっているところでありまして、平成17年度におきましても4人の方が償還が終わっております。あと残り返していかにゃいけない人は33名おられるわけで、そのうちの24件が滞納があるということでございます。

私どもが訪問して思うことは、非常に滞納されている方、本当に生活が苦しい方、あるいはまたかなり昔に借りた方は高齢化が進んでおります。それから、借り主が死亡されているということもございます。そういうことで、特別収納課と連携しながら夜間徴収など回って、5,000円でも1万円でもという形で徴収しておりますけど、なかなか徴収が難しいというような現状でございます。

そういう中で、今ここに一覧表を上げておりますとおり、死亡している方については相続人に対して徴収をしていっておりますし、また連帯保証人を必ず入れてもらっておりますので、連帯保証人について徴収をしまっております。

それからまた、県の方で県の住宅課が太宰府だけの問題ではなく、県あるいは全国的なこの問題あり、弁護士による相談会もしておりますので、この相談会に出向いて今後の徴収等について相談をしまっているというような状況でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） 貸し付け年度が昭和54年とか昭和55年とかですね、そういう古いやつがおるですね。それから見たから約30年ですよ。だから、もうぼちぼちそのとき建った家もですね、もう大分古くなっていますよね。家が完全に崩れてしまってから回収するといっても、なかなかそれは難しいんですよ。だから、やはりその家が今現在まだ30年ぐらしかたっていないから、やっぱり家が建つておるとき徴収しないと、やっぱり家が崩れてしもうてからの徴収するといっても、なかなか難しいんじゃないですかね。そこら辺、積極的にひとつ徴収に努力をしてください。

委員長（武藤哲志委員） 人権・同和政策課長兼人権センター所長。

人権・同和政策課長兼人権センター所長（津田秀司） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） これは、その土地、建物について、当然税金ならこんな大きな金額というのはもうあれですが、抵当権というか、差し押さえとか、そういうのはできないんです

か。

人権・同和政策課長兼人権センター所長。

人権・同和政策課長兼人権センター所長（津田秀司） 抵当権を設定していない物件も中にあります。それで、強制執行という形が抵当権がないものについてはできませんので、今後の方策として一つは新たに抵当権を設定していくという方法も一つの方法ではないかなということ考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） だから、ちょっと心配するのはね、この6番の破産決定をしたということ、財産があると本来破産決定すると処分の対象になるんですけどね。だから、それ破産決定したものの土地は建物が残っておるということはね、途中でこの名義変更をだれかにされているのかどうか。だから、そういういろんな問題がありますから、ある一定、申しわけないけど、抵当権の設定とか、本人が死亡されて相続する場合には、全くお金はなしで債務つき、その抵当権設定していない場合は、そのまま相続の登記ができると、抵当権設定されておれば、債務つき相続ということになるんですけどね。だから、このままだと、先ほども田川委員が言うように、二十五、六年たってしまうと、次から次に名義が変わっていけば、亡くなった人は相続放棄をすればね、はっきり言って債務は払わなくていいようになるとかいろんな問題があるんで、もう少しちょっと内部検討、これは私も10年近く再三執行部の方に指摘をしているんですが、内部検討してやらないと、ずうっと基金は取り崩してね、償還金に充てなきゃいかんようになるでしょう。もう少しちょっと内部検討を、今田川委員からも質疑が出ているように、ちょっと行政内部で検討していただいて、担当部だけじゃいけない部分もあると思いますので、よろしく願いしておきます。

人権・同和政策課長兼人権センター所長。

人権・同和政策課長兼人権センター所長（津田秀司） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員からは質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第6号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対0名 午後1時25分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第7 認定第7号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第7、認定第7号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、396ページをお開きいただきたいと思います。

監査意見書35ページをお願いいたします。

公共用地先行取得事業特別会計として、平成16年、平成17年という形で予算現額、調定額、収入済額という形で歳入決算の比較がなされております。収納率は100%。

歳出については、平成16年、平成17年の関係で、平成17年度の不用額は605円という形で、歳出の公債費の償還金の元金と利子が報告をされております。

事務報告書70ページをお開きいただきたいと思います。

監査意見書の中に出てきました公共用地先行取得事業特別会計が事務報告書の中で、まず公共用地先行取得事業として、先ほどもありましたように公共用地先行取得事業債としては1億5,795万円、そして借入は筑紫農協で同じように金額を借りて先行取得事業を行ったという報告がなされております。

それでは、歳入、1款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳出の公債費の1款1項1目、2目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳出歳入全般について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第7号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対0名 午後1時30分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

ちょっとここで皆さんにお諮りいたしますが、あと上下水道事業会計決算の審査に入りますが、執行部の方については、あと30分ぐらいだと思いますが、熱心に審議していただければ1時間ぐらいかかりますが、執行部の方残っていただくか、それとも関係の部分、部課長、三役、教育長、そして担当部長と上下水道部長にするか、その辺いかがいたしましょうか。

まあそれじゃ、もう終わりますから、ちょっと私の用意がありますので、ちょっと10分ばかり休憩いただいてもいいですか。ちょっと10分ばかり休憩させてください。

休憩 午後1時31分

~~~~~

再開 午後1時40分

委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

大変委員の皆さんお疲れと思いますが、決算特別委員会に付託されました案件として、あと2件、上下水道事業会計決算認定がありますので、もう少し時間をいただき、審査を行いたいと思います。

~~~~~

日程第8 認定第8号 平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第8、認定第8号「平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

まず、1ページからお開きいただきます。

その前に、この水道、下水道事業会計については公営企業会計になっておりますので、その辺は監査意見書を見ていただくとよくわかります。

監査意見書43ページをお開きいただきたいと思います。

予算・決算の内容についてですが、公営企業会計ですので、大まかに二通りの財政を見るということになります。

ここで、まず43ページには、収益的収入と支出が報告がなされております。給水収益、その他の営業収益、それから営業外収益、そして特別利益としての固定資産売却益、総額の予算、決算、こういう状況になっております。

44ページがこの対照表という形で見ていただくといいと思います。

45ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどありましたように、収益的支出というのがありますが、今度は資本的収入予算と決算の対比が出されてきておりまして、水道事業で行う企業債、出資金、負担金の工事負担金と加入負担金、固定資産売却代金、こういう売却関係という数字が出されております。

その対照表として不用額、翌年度議会に繰越額が報告されておりまして、繰り越された額が

7,505万4,000円という形で、不用額として3,266万8,989円が報告されております。

職員給与についての報告、たな卸資産の購入限度額、企業債。

経営成績として平成16年、平成17年の総収益、総費用という関係で出されております。

47ページを見ていただきますと、平成13年から平成17年までの総収益と総費用という部分です。

同じく収益比較が出されております。5年間の給水収益としての部分です。

48ページですが、その後の収入未済については変わっていると思いますが、平成11年から平成16年までの水道使用料の収入状況と収入未済金は、現年分を合わせますと3,875万620円です。

現年分については、その後、98.01%ですが、給水については水道をとめるということもありますし、また平成12年度から平成16年度の部分については、ここの部分は皆さんの審議の中でどう取り扱いをしていくかは、審議をしていただければと思います。

収入率については、平均して高い結果が平成17年度では96.08%という収入率が報告されております。

特に、以前から福岡地区水道企業団、山神水道企業団と、こういう形で給水を受けているわけですが、給水原価が山神水道企業団、福岡地区水道企業団、それから太宰府市にあります松川、大佐野の給水の部分についての今年度の損失として22円74銭が1m<sup>3</sup>当たりの原価としての報告がなされております。

49ページをあけていただきますと、部門別費用の部分が報告されております。

先ほど言いましたように、49ページの最近5か年の受水費推移として、山神水道企業団、それから福岡地区水道企業団の受水量、受水費の状況が出されております。

あと、財政状況ですが、50ページに財政状況、監査意見として出されております。

そして、51ページ、資本の状況。

それから、52ページに、結びとして、海水淡水化施設の稼働により、そして新落合浄水場の売却、これが臨時損失が生じたということと、逆に海水淡水化で1日2,900m<sup>3</sup>給水量が増えたという状況と滞納繰越分は50.22%、前年度比4.66ポイントの低下ということで、特に住民登録のない使用者、使用の廃止届を行わない移動という収納困難な面もあるがということで、ここの部分は委員会ではどう結論を出すかということだと思います。

それから、水道事業会計の中の部分で、53ページ、これが借方と貸方と二通りありまして、資産の部と資本の部と負債の部と分かれております。

特に55ページ、56ページを見ていただきますと、太宰府市の水道業務実績年度比較と経営分析というのが出されてありまして、平成17年度の人口から1日最大給水量、有収率、給水人口ということと、企業債の償還率の評価基準というのが、わかりやすく出していただいております。企業債の償還については、21.8%ということで、昨年よりもまたよくなったと、それから企業債自身についても、昨年よりもよくなった、償還金も昨年よりもよくなったと、職員給与

費についても昨年よりも下がったと、総資本利益率、ここだけが唯一三角がついて0.4%ということで、総資本利益率だけがマイナスで、あと見ていただきますと、現金比率というのは200%以上が理想だが711.6%と、こういう平均的な部分として、現金比率についてなどが具体的に報告がなされております。

あと、57ページには、総係費関係だとか具体的な、59ページには節が具体的に報告がなされております。

それでは、監査意見書に詳しく書かれておりますので、1ページ、2ページについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、議会議決事項、これについては省略をいたします。

工事についても省略をいたします。

それでは、6ページ、業務について、監査意見書と同じように、行政区域内人口、年度末給水人口からありまして、供給単価として、太宰府市の水道は216円80銭だということで、給水原価が239円54銭、こういう形になっております。

業務、それから給水原価の内訳、これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、事業収入、事業費用に関する事項について、7ページ、8ページ、それから9ページにその他の事項の部分までありますが、これについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、10ページには水道事業決算報告書として、一番下の方に平成17年度未処分利益剰余金として報告がなされております。

これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、12ページには資本的収入及び支出が報告されております。

これについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、14ページに水道事業損益計算書として、一番下の方の集計見ていただいたらわかりますように、当年度未処分利益剰余金として3億8,402万902円、そして平成17年度太宰府水道事業剰余金計算書として資本剰余金の部、工事負担金、当年度末残高が45億7,657万976円と報告されております。

そして、16ページに、翌年度繰越資本剰余金として75億3,466万9,650円、翌年度繰越利益剰余金として3億8,402万902円です。

これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（武藤哲志委員） それでは、18ページ、水道事業貸借対照表としての太宰府市の水道についての資産合計117億885万6,504円、そして負債の部についても、同じように報告がなされております。

これに対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、20ページの水道事業収益費用明細書が、先ほども監査意見書にありましたように、1款各項目が具体的に出されております。

これに対する、26ページまで質疑ありませんか。

安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 松川浄水場が大佐野浄水場よりも半分ぐらいの面積と思うんですね。しかしながら、毎年言よりますけど、薬品費は3倍ぐらい増えているわけですね。それで、その点、将来的にいろんな、淡水化事業だとかいろんなところで、水が、いいのがどんどんできてくるようになってきておりますので、将来的にやはりあれはずっとあのまま買うのかどうかということも出てくると思うんですね。検討される時期に来るんじゃないかなと思うんですが、その点の考え方。

委員長（武藤哲志委員） 上下水道課長。

上下水道課長（宮原勝美） 平成17年度、前回もですけど、松川浄水場と大佐野浄水場の薬品費の比較、特に平成17年度決算におきます薬品費の比較の違いでございますけど、松川浄水場につきましては平成16年度とそうまで変わりません製造水量、毎日、例えば平成17年度でいきますと、松川は2,614m<sup>3</sup>製造いたしました。大佐野浄水場につきましては、海水淡水化施設の稼働により6月から供給開始されましたので、大佐野浄水場での平成17年度の稼働は極端に減っております。その分で薬品費の使用も大佐野浄水場は減っております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、27ページの太宰府市水道事業固定資産明細書について、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産としての電話加入権、施設利用権、投資有価証券として4億9,964万円が計上されております。

これに対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、太宰府市水道事業企業債明細書が、昭和51年3月25日から29ページの平成17年7月29日に借りて、最終的には、この中にもありますように、平成41年までの償還明細書が出されております。現在のところ借り入れ総額は41億2,780万円、そして未償還額が21億3,076万6,797円という報告がなされております。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、再度歳入歳出で質疑漏れがありましたら許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号「平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手であります。

したがって、認定第8号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成19名、反対0名 午後1時56分

委員長(武藤哲志委員) 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第9 認定第9号 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

委員長(武藤哲志委員) 日程第9、認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

以前も委員から質疑があってりましたが、審査資料をまず説明を、65ページをお開きいただきたいと思います。

委員から、現在太宰府市に下水道の未接続世帯、その理由という形で出されておりました、現在のところ行政区の中で、自己住宅、自己以外の住宅ということで、借家など入るんじゃないかと思いますが、合計として、自己の住宅では325戸、自己住宅以外が208戸が、まだ下水道に接続をしていない。

次に、監査意見書61ページをお開きいただきたいと思います。

やはり公営企業会計ですので、予算第3条に基づく収入、そして支出、同じく2表の収益的支出予算・決算の対比が、平成16年度、平成17年度と出されておりました、やはり事業収益としては上がっております。

予算第4条部分について、過年度分損益勘定留保資金で補てんをした。

それから、63ページにこの対比が出されております。

それから、資本的支出としては、下水道工事の場合は、国庫補助、こういう状況があります

ので、建設改良工事として行ったということで、平成17年度については、太宰府市下水道の普及率の向上のために、工事の部分が終わりにかかっているという形で見ていただくといいんじゃないかと思います。

企業債について。それから、一時借入金は、借入もない。

経営成績については、純利益として4,735万6,054円の純利益になったということです。

ただ、65ページに、中の下水道使用料収入状況として、現年度分としては8,335万4,187円、その後の収入としては入っていると思いますが、合計として1億1,941万3,501円の下水道使用料の収入未済額があると。ただし、平成12年度からですから、なかなか、平成11年度以前は3,330円で、この問題についてはどうするかという部分があると思います。

収入率については、大変努力をいただいて、過去最高の92.68%という下水道収入率を上げた。

あと、表の10については、有収水量1m<sup>3</sup>当たりの処理原価・使用料単価比較が報告されております。

経営分析などは68ページに報告がなされて、監査意見としても、結びで69ページに純利益は4,735万6,054円、前年度に引き続き経営努力によって黒字になったということと。

71ページ、72ページに比較貸借対照表。

そして、やはり、先ほども言いましたように、経営分析表が74ページにあります。やはり総資本利益率だけが、下水道事業についてはマイナスではなく0.2%という形で、平成15年度はよかったんですが、平成16年度、平成17年度は0.2%、ほかは人件費対総費用比率も3.6%という形、それから現金比率は200%以上が理想ということですが、1,783.3%、こういう状況が報告がなされております。

それでは、1ページ、2ページについての質疑ありませんか。

佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） 審査資料の65ページに、未接続の理由ということで出していただいておりますけど、その1点目はわかるんですけど、2点目の未接合の理由、4つ書いてありますが、この件数というか、何件ぐらいこの理由で接続されていないのかと、もうちょっと詳細にわかりますか。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） ここに上げていますのは、未接続の主な理由ということで、全体的にです。ね、1件ずつの細かい理由までは把握しておりません。1つ、訪問しても会えないとかですね、郵送だけの連絡ということで、今後はそういう細かい分析まではしていきたいと思いますが、全体的に未接続全体の細かい理由までは、今のところ把握しておりません。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） いや、把握してない、その理由がここに書いてあるわけですから、その理由の、例えば年金生活者等で資金がないという方は何名おられますかということは今聞いて

いるんです。だから、住宅ローンとか教育費などの支払いによる経済的理由は何件ぐらいあるのかという、件数はわかりますかということですが。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 細かい数、一応訪問した中ですね、件数が多かった分を上げていただいて、1件ずつの、例えばこの理由ごとの件数はつかんでおりません。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） わかりました。何件ぐらい、何がどれぐらい多いのかなあとという、ちょっと参考にしたかったものですから。ちょっとわかれば、もし、後でもいいですけど、委員会でもいいんですけど。

委員長（武藤哲志委員） 所管委員長ですので……。

佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） はい、よろしくお願いします。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 今の質問に関連しますけども、以前この質問があったときにですね、経過措置、3年ぐらいを見て、その間に接続をするように強く指導していくというご答弁をいただいていたと思うんですが、もう多分その経過時間は過ぎたところもあると思いますし、同時に、私が見ててもですね、かなり悪質というか、そういった資金的な余裕はありながら明らかにつないでいらっしやらないようなご家庭もあるように見受けられるんですけども、そういったところについては、今後どのように指導していかれるおつもりでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 下水道法の中ですね、下水道の供用区域内にありますと、3年以内に切りかえなさいということであっています。それに違反しますと罰則規定もございます。ただ、私どもの未接続の促進の方法としましては、できるだけ使用者の方にですね、理解を求めながらやっていこうということで、この法に基づく罰則規定を適用したことはございません。ここに上げています件数につきましては、3年以上経過した分でございます。

質問の中にありましたように、確かに悪質というか、資金があってもやっていないとかですね、以前の行政とのトラブルで切りかえを拒まれている方とかいろいろございます。そういうところにつきましても、根気よくですね、説得していきたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 要望させていただきたいんですけど、特に御笠川の方にですね、最近夏とか見ていると、小学生とかがやはり直接その水につかって遊んだりとかしているケースを多々見かけるんですね。ですから、そういった衛生の問題とか健康上の問題からもですね、できるだけ早くそういった、特に悪質と思われる方についてはですね、強く推進をしていただきたいというふうに思います。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 今の渡邊委員と一緒に苦情を近隣の住民から聞いていまして、直接川に流すので何とかしてほしいということなんですが、この三条と三条台のですね、下水道が完成したというのか、それが供用したのは何年になりますか。

委員長（武藤哲志委員） まず、ちょっと施設課長、浄化槽についてはですね、川に流すというのは厚生労働省が認めていますのでね、その部分、委員から質疑があつているときに、今筑紫野市とか筑前町というのは、公共下水道が普及していないところは合併浄化槽ですよ、内山もそうでしょ。合併浄化槽という法律上、河川に放流していいという基準があるわけですから、今委員から質問があつたときに、それが法律違反だというような形で受けとめられるといけませんので、その辺は明確にちょっと説明いただいて。

だから、川に放流をというか、浄化したものは流していいわけでしょ。

ただし、その部分、区域もあろうけど。だから、その辺で、河川に流すという問題は、施設課長。

施設課長（轟 満） 下水道法の中ですね、下水道の供用開始区域、その中に含まれた時点ですね、合併浄化槽の場合も、当然くみ取りの場合もですね、公共下水道に切りかえていかなくちゃいけないということです。

今、委員長がおっしゃった筑紫野市とかの場合ですと、本市にもございますけども、供用開始区域外ですね、そういうところについては合併浄化槽、そういう部分で河川にですね、水質的に問題がなければ流していいということになっております。

先ほど片井委員からご質問ありましたように、御笠川とか大佐野川とかですね、以前からの合併浄化槽の水がまだ流れているところはございます。そういうところにつきましては、保健所あたりとも相談しながらですね、水質的に問題がある分については保健所の方から指導してもらつとかしながら、できるだけ早く公共下水につないでもらうように働きかけをしております。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 三条と松川が未接合世帯が多いんですよ、ここは何年に供用開始になった、年度を教えてくださいいいですか。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 松川につきましてはですね、平成11年、一番古いところですね。三条につきましてもですね、平成10年ぐらいからですね、三条区全体でもですね、場所によって若干ずれがありますが、大体そのぐらいの時期でございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） そうしたら、平成11年から7年経過する中で、大分接合世帯というのは減ってきているんですよ。

（「未接」と呼ぶ者あり）

未接合の世帯。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 今の関連ですけどね、自己住宅以外、それで10世帯以上ぐらいのビルだとかアパート、これで未接続のところ、何軒ぐらいある、何世帯。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

今わかりますか。あれだったら……。

安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 約でいいです。208か。

約でいいよ、約で。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 件数だけでこれ報告しておりまして、総トータルの世帯数は、ちょっと今資料を持ってきとりませんので、後で報告したいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 後で口頭でいいです。

委員長（武藤哲志委員） 後で口頭で安部陽委員に。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） この未接続の分なんですけど、以前たしか貸付制度があったと思うんですが、合併浄化槽から本管につながるのですね、たしか貸付制度があって、それを利用してつながれた家庭が多いと思うんですよ。今現在そういう啓発とか、それを利用して接続なさるようなご家庭ございますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長、私の方も何回もこういう問題、毎年あれしているんだけどね、もう家が古くなって、もう古いと、それに水道と下水道、トイレから洗面所とかふるとかね、そんなもんお金をかけるぐらいなら、もう古くなっているから、出ていってもらうまでは辛抱して、新しく建てかえたときという形で、そういうのが何か所も出てきているようですけどね。そういう例も含めて、ちょっと施設課長、説明いただけませんか。

施設課長。

施設課長（轟 満） 今ご質問がありました貸付制度はございます。融資あっせん制度といいまして、うちの方が金融機関を紹介するという制度で。ただ、ここ何年かは利用される方はございません。

浄化槽とかくみ取りからですね、変更する場合なんですけど、浄化槽の場合とくみ取りの場合と、金額的には相当開きがございます。合併浄化槽の場合はですね、浄化槽まで持ってきて、あとは既設管とつながりだけで、安いところでは7万円とかですね、9万円で済むケースもございます。くみ取りの場合につきましては、水洗器具にすべてかえなくちゃいけないので、高いところではもう50万円とか、平均しますと30万円から40万円ぐらいかかっているようございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、特別委員会もありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 採決を行います。

認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第9号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成19名、反対0名 午後2時17分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告いたします。

以上で決算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における決算特別委員会の審査報告は、当委員会が全議員で構成され、具体的な審査内容については後日会議録が作成されることから、要約報告とし、内容につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認め、委員長に一任することに決定いたしました。

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

閉会 午後2時17分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年11月28日

太宰府市決算特別委員会委員長 武 藤 哲 志